

生 食 発 0331 第 3 号
平 成 28 年 3 月 31 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部長
(公 印 省 略)

水道法施行令の一部を改正する政令の施行について

平成 27 年 1 月 30 日に閣議決定された「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」（以下「対応方針」という。）に基づき、水道法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 102 号。以下「改正令」という。）が平成 28 年 3 月 31 日に公布され、同 4 月 1 日より施行されることとなった。

その改正の内容等は以下のとおりであるので、御了知の上、貴管下の水道事業者等に対しその周知を図り、その円滑な運用に万全の対応をしていただくようお願いしたい。

記

第一 改正の趣旨

対応方針を踏まえ、水道事業又は水道用水供給事業に係る公衆衛生の向上と生活環境の改善に関し特に専門的な知識を必要とする事務が適切に実施されるとして厚生労働大臣が指定する都道府県（以下「指定都道府県」という。）に対し国の事務・権限の一部を移譲するため、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号。以下「令」という。）の改正を行うものである。

第二 改正の内容

一 二から五までの改正に伴う規定の整理（令第 14 条）

文言の平仄等の整理を行ったこと。

二 指定都道府県への権限移譲（令第 15 条第 1 項）

- （一） 特定水源水道事業であつて、給水人口が五万人を超えるもの（特定給水区域水道事業（給水区域の全部が当該指定都道府県の区域に含まれる水道事業をいう。以下同じ。）であるものに限り、特定河川（河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項に規定する河川区域の全部が当該指定都道府県の区域に含まれる河川をいう。以下同じ。）以外の河川の流水を水源とするもの及び当該指定都道府県が経営するものを除く。）に関する厚生労働大臣の認可等の権限を指定都道府県の知事に移譲するものとしたこと。

- （二） 1 日最大給水量が 2 万 5 千立方メートルを超える水道用水供給事業（特定給

水区域水道用水供給事業（特定給水区域水道事業を經營する者に対してのみその用水を供給する水道用水供給事業をいう。以下同じ。）であるものに限り、特定河川以外の河川の流水を水源とするもの及び当該指定都道府県が經營するものを除く。）に関する厚生労働大臣の認可等の権限を指定都道府県の知事に移譲するものとしたこと。

- (三) 次のいずれかに掲げる水道事業者間、水道用水供給事業者間又は水道事業者と水道用水供給事業者との間における水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 41 条の規定による厚生労働大臣の権限を指定都道府県の知事に移譲するものとしたこと。（令第 14 条第 4 項の規定により都道府県知事が行うものとされるものを除く。）

ア 特定給水区域水道事業である水道事業（特定河川以外の河川の流水を水源とするものを除く。）を經營する者である 2 以上の水道事業者（当該指定都道府県を除く。）の間

イ 特定給水区域水道用水供給事業である水道用水供給事業（特定河川以外の河川の流水を水源とするものを除く。）を經營する者である 2 以上の水道用水供給事業者（当該指定都道府県を除く。）の間

ウ 特定給水区域水道事業である水道事業（特定河川以外の河川の流水を水源とするものを除く。）を經營する者である水道事業者（当該指定都道府県を除く。）と特定給水区域水道用水供給事業である水道用水供給事業（特定河川以外の河川の流水を水源とするものを除く。）を經營する者である水道用水供給事業者（当該指定都道府県を除く。）との間

三 指定都道府県の指定について（令第 15 条第 2 項及び第 3 項）

- (一) 厚生労働大臣は、指定都道府県の指定をしたときは、その旨を公示するものとしたこと。
- (二) 指定の際、現に効力を有する厚生労働大臣が行った認可等の処分その他の行為又は現に厚生労働大臣に対して行っている認可等の申請その他の行為で、当該指定の日以後当該指定都道府県の知事が行うこととなる事務に係るものは、当該指定の日以後においては、当該指定都道府県の知事が行った認可等の処分その他の行為又は当該指定都道府県の知事に対して行った認可等の申請その他の行為とみなすものとしたこと。

四 指定都道府県の指定の取消しについて（令第 15 条第 4 項及び第 5 項）

- (一) 厚生労働大臣は、指定都道府県について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消すものとしたこと。
- (二) 指定都道府県の指定の取消しがあつた場合においては、その指定の取消しの際、現に効力を有する指定都道府県の知事が行った認可等の処分その他の行為又は現に指定都道府県の知事に対して行っている認可等の申請その他の行為で、当該指定の取消しの日以後厚生労働大臣が行うこととなる事務に係るものは、当該指定の取消しの日以後においては、厚生労働大臣が行った認可等の処分その他の行為又は厚生労働大臣に対して行った認可等の申請その他の行為

とみなすものとしたこと。

五 その他指定都道府県に関する事項について（令第 15 条第 6 項、第 7 項及び第 8 項）

- （一） 法の規定中指定都道府県の知事が行う事務に係る厚生労働大臣に関する規定は、指定都道府県の知事に関する規定として指定都道府県の知事に適用があるものとしたこと。
- （二） 改善の指示等、給水停止命令、報告の徴収及び立入検査、合理化の勧告に関する厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、指定都道府県の知事が行うものとされる事務は、水道の利用者の利益を保護するため緊急の必要があると厚生労働大臣が認めるときは、厚生労働大臣又は指定都道府県の知事が行うものとしたこと。
- （三） （二）の場合において、厚生労働大臣又は指定都道府県の知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとしたこと。

六 罰則の経過措置について（改正令附則第 2 条）

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとしたこと。

七 登録免許税法施行令の一部改正について（改正令附則第 3 条）

水道事業等の認可又は変更の認可で登録免許税を課税するものの範囲から除外される事務に指定都道府県の知事が行うものとされる事務を加えたこと。

八 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行令の一部改正（改正令附則第 4 条）

計画作成特定広域団体（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成 18 年法律第 116 号）第 2 条第 1 項に規定する特定広域団体で道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行令（平成 19 年政令第 11 号）別表に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したものをいう。以下同じ。）が指定都道府県である場合には、指定都道府県の知事が行うものとされる事務を除いた範囲で計画作成特定広域団体の知事としての事務を行うものとしたこと。

第三 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日